

食品表示作成マニュアル (みそ編)

事業者の皆様へ

平成29年(2017年)9月に食品表示基準が改正され、国内で製造する全ての加工食品の重量割合上位1位の原材料について、原料原産地の表示が義務付けられました。

事業者の皆様、現行の食品表示基準に基づく表示に切り替えていますか？

※現行の基準への移行期間は、2022年3月31日をもって終了しました。

2017.9.1

旧表示可

2022.4.1

現行の表示のみ可

移行期間

名称	米みそ
原材料名	大豆(国産)、米、食塩 / 酒精
内容量	750 グラム
賞味期限	20XX年 〇月 〇日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製造者	〇〇味噌株式会社 福岡県〇〇市〇〇町〇-〇



現行の食品表示基準に従った表示でなければ販売できません！



チェック & 作成



右の食品表示ができるまでの作成の仕方を7ステップに分けてご説明します。

名称	調合みそ
原材料名	米みそ（国内製造（大豆、米、食塩））、麦みそ（大麦、大豆、食塩）／酒精
内容量	750 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製造者	〇〇味噌株式会社 福岡県〇〇市〇〇町〇-〇

- STEP1 製品に使っている原材料、添加物を全部あげてみましょう！ *** P 3
- STEP2 原材料のうち、生鮮食品以外の加工食品の表示ラベルを用意しましょう！ *** P 3
- STEP3 原材料を重量割合の高い順に並べ替え、表示方法を整理しましょう！ *** P 4
- STEP4 添加物を重量割合の高い順に並べ替え、表示方法を整理しましょう！ *** P 5
- STEP5 アレルゲンの表示方法を整理しましょう！ *** P 6
- STEP6 原料原産地名の表示方法を整理しましょう！ *** P 7
- STEP7 一括表示を作成しましょう！ *** P 8
- Let's try! ワークシートを作成しましょう！ *** P 9
- Let's try! 栄養成分表示を作成しましょう！ *** P 10
- 参考1 遺伝子組換えに関する任意表示が変わります！ *** P 11
- 参考2 いろいろな表示例をご紹介します！ *** P 12 ~ 15
- 参考3 食品表示法問い合わせ先一覧表 *** P 16

STEP 1

製品に使っている原材料、添加物を全部あげてみましょう！

品名	重量	分類		
		生鮮	加工	添加物

記入例

最終製品が調合みその場合

該当するものに○をつけよう！

品名	重量	分類		
		生鮮	加工	添加物
米みそ	3,000 g		○	
麦みそ	2,000 g		○	
酒精	100 g			○

※原則として、原材料として使用した「水」を記載する必要はありません。

STEP 1 では、製造時に使用する添加物を記載します。

STEP 2

原材料のうち、生鮮食品以外の加工食品の表示ラベルを用意しましょう！（もしくは規格書等に記載されている原材料情報を書き出しましょう）



※加工食品に含まれる添加物やアレルゲンの表示漏れを防ぐためのステップです。

名 称	米みそ
原材料名	大豆（国産）、米、食塩／酒精
内 容 量	750 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇味噌株式会社 福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

名 称	麦みそ
原材料名	大麦（国産）、大豆、食塩／酒精
内 容 量	750 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇味噌株式会社 福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

例

STEP3 原材料を重量割合の高い順に並べ替え、表示方法を整理しましょう！



原材料は、その内容を表す最も一般的な名称で表示します

9 ページのワークシートを使って次の作業を行いましょ！

- ◆ **STEP1** であげた原材料（添加物を除く）すべてを重量割合の高い順に並べよう！
【記入例の青地部分】
- ◆ **STEP2** で用意した表示ラベルを参考に、青地部分に記入した原材料に使用されている原材料（添加物を除く）を重量割合の高い順に並べよう！【記入例の白地部分】
- ◆ アレルゲンが含まれている場合は一番右に記入しよう！【記入例の赤地部分】
(アレルゲンの説明は 6 ページの **STEP5** にあります)

記入例

最終製品が調合みその場合

原材料名	重量割合	左記原材料に使用されている原材料及び重量割合								アレルゲン
		原材料名	割合	原材料名	割合	原材料名	割合	原材料名	割合	
米みそ	60	大豆	45	米	40	食塩	15			大豆
麦みそ	40	大麦	45	大豆	40	食塩	15			大豆

◆ みその原材料の表示方法

使用した原材料を次の①及び②の区分により、原材料に占める重量割合の高いものから順に、それぞれ①及び②に定めるところにより表示します。

① みその原料

最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量割合の高い順に表示します。

例

「米」「大豆」「大麦」「はだか麦」「とうもろこし」「脱脂加工大豆」「食塩」等

(調合みそで、米みそ、麦みそ、豆みそを2種類以上混合している場合)

「米みそ」「麦みそ」「豆みそ」と原材料に占める重量割合の高い順に表示し、その文字の次に、括弧を付して、当該みそに使用した原料の名称を重量割合の高い順に表示します。

例

「米みそ(大豆、米、食塩)、麦みそ(大麦、大豆、食塩)」等

② 原料以外の原材料

最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量割合の高い順に表示します。

例

「砂糖」「水あめ」「かつおぶし粉末」等

「みそ」は、食品表示基準別表第4において、個別の規定がありますので、この規定に基づいて表示します。



STEP4

添加物を重量割合の高い順に並べ替え、表示方法を整理しましょう！



アミノ酸などの調味料も添加物になります！

9 ページのワークシートを使って次の作業を行いましょ！

- ◆ STEP1 であげた添加物と STEP2 で用意したラベルに記載されている添加物を書き出して重量割合の高い順に並べよう！【記入例の青地部分】
- ◆ アレルゲンが含まれている場合は記入しよう！【記入例の赤地部分】
- ◆ 本ページ記入例の下にある添加物の表示方法を参考に添加物名を記入しよう！【記入例の右表部分】

記入例

最終製品が調合みその場合

該当するものに○をつけよう！

酒精は、エタノールの簡略名です。



添加物（物質名）	重量割合	アレルゲン	一括名表示可能	用途名併記必要	省略可能
酒精	100				

→ 食品表示に記載する添加物名（物質名、一括名表示、用途名併記したもの）
酒精

※ 酒精は、下記の添加物の表示方法①に該当。「一括名表示可能」「用途名併記必要」「省略可能」のどれにも該当しません。

◆ 添加物の表示方法

- ① 物質名を表示するもの（例：酒精）
- ② 一括名を表示できるもの（例：調味料（アミノ酸））
- ③ 物質名に用途名の併記が必要なもの（用途名の次にカッコして物質名を表示）
（例：着色料（ビタミンB₂）、漂白剤（次亜硫酸Na））

◆ 表示しなくてもよい添加物があります（特定原材料についてのアレルゲン表示は必要です。）

- ① 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品、機能性表示食品を除く）
- ② 加工助剤
- ③ キャリーオーバー



用途名併記が必要なもの

- ・ 甘味料
- ・ 着色料
- ・ 保存料
- ・ 増粘剤、安定剤、ゲル化剤又は糊料
- ・ 酸化防止剤
- ・ 発色剤
- ・ 漂白剤
- ・ 防かび剤又は防ばい剤



一括名の表示ができるもの

- ・ イーストフード
- ・ ガムベース
- ・ かんすい
- ・ 苦味料
- ・ 酵素
- ・ 光沢剤
- ・ 香料
- ・ 酸味料
- ・ 調味料（甘味料、酸味料又は苦味料に該当するものを除く）
- ・ チューインガム軟化剤
- ・ 豆腐用凝固剤
- ・ 乳化剤
- ・ 水素イオン濃度調整剤（pH調整剤）
- ・ 膨張剤（ベーキングパウダー）

表示する際は、調味料の後にカッコしてグループ名（アミノ酸、核酸、有機酸、無機塩）を表示します。



表示方法は個別表示が基本ですが、個別表示が難しい場合は例外的に一括表示が可能です。

- ◆ 表示が義務付けられている食品（アレルギー）は8種類です（特定原材料）。
- ◆ また、20種類の食品についても食物アレルギー症状を引き起こすことが知られており、表示が推奨されます（特定原材料に準ずるもの）。



特定原材料（8種類） ※令和5年3月現在

- ・卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生（ピーナッツ）、くるみ



特定原材料に準ずるもの（20種類）

- ・アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

個別表示の場合

- ◆ アレルギーを含む原材料又は添加物の直後に括弧書きで表示します。

① STEP3であげた原材料のアレルギー表示

「〇〇を含む」と表示します。
 （乳の場合は「乳成分を含む」と表示）
 （卵黄や卵白を使った場合、「卵黄(卵を含む)」「卵白(卵を含む)」と表示）

例

原材料名	〇〇、〇〇、しょうゆ (大豆・小麦を含む)
添加物	〇〇、〇〇、乳化剤 (大豆由来)

② STEP4であげた添加物のアレルギー表示

「〇〇由来」と表示します。
 （乳の場合は「乳由来」と表示。乳成分由来とは表示しない）
 用途名併記の添加物は「用途名（物質名：〇〇由来）」と表示

一括表示の場合

① 原材料名及び添加物の事項欄を設ける場合

それぞれ原材料名欄の最後と添加物欄の最後に表示します。
 「（一部に〇〇・〇〇・・・を含む）」と表示

例 原材料名	・・・〇〇、〇〇、（一部に小麦・大豆・えび・乳成分を含む）
添加物	・・・△△、△△、（一部に小麦・乳成分を含む）

② 添加物の事項欄を設けない場合

原材料名欄の最後に原材料と添加物のアレルギーを表示します。
 「（一部に〇〇・〇〇・・・を含む）」と表示

例 原材料名	・・・〇〇、〇〇 / △△、△△、 (一部に小麦・大豆・えび・乳成分を含む)
--------	---



使用した原材料に占める重量割合上位1位の原材料の原産地を表示します！

◆重量割合上位1位の原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します

①原材料名欄に原料原産地名表示も含める場合

原材料名	大豆（国産）、〇〇・・・
------	--------------

②別途原料原産地名欄を設ける場合

原料原産地名	国産（大豆）
--------	--------

食品表示基準別表15の1に掲げる食品群と農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎりは個別に原料原産地表示の規定を設けています。

◆重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合は、その製造地を表示します

①原材料名欄に原料原産地名表示も含める場合

原材料名	米みそ（国内製造）、〇〇・・・
------	-----------------

②別途原料原産地名欄を設ける場合

原料原産地名	国内製造（米みそ）
--------	-----------

◆原料原産地名表示のポイント

① 使用した原材料の原産地を、国別、重量順に表示します。

- ・産地が複数ある場合は、重量割合が高い順に表示します。製造地の場合も同様です。
- ・生鮮食品の産地は、「国名のみ」又は国名に「産」を付けて「〇〇産」と表示します。下記ポイント②の都道府県名等で表示する場合も同様です。

例

原材料名	大豆（国産、中国産）
------	------------

原材料名	大豆（アメリカ、カナダ）
------	--------------

※産地が多数ある場合や産地切替が行われる見込みがある場合などの記載については、表示方法が複雑になりますので、ご注意ください。（詳しくは消費者庁HP参照）

② 原産地は都道府県名等でも表示できます。

- ・対象原材料が生鮮食品で国産の場合は次のような表示も可能
 - 1) 農産物：産地の都道府県名その他一般に知られている地名（例：いちご（福岡市産））
 - 2) 畜産物：主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名（例：鶏肉（福岡県））
 - 3) 水産物：水域名、水揚げ港名、水揚げした港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名（例：鯛（玄界灘））
- ・対象原材料が加工食品で国内製造の場合次のような表示も可能
 - 4) 加工食品が製造された都道府県名その他一般に知られている地名（例：小麦粉（福岡県製造））

※重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合でも、その加工食品に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合は、その産地を表示することもできます。

例：重量割合上位1位の原材料が米みその場合（原材料名欄又は原料原産地名欄に表示）

原材料名	米みそ（大豆（福岡県産）、〇〇・・・）
------	---------------------

原料原産地名	福岡県産（大豆（米みそ））
--------	---------------

製品に表示すべき原料原産地はどうなりますか。記入してみましょう。

どちらで表示するか○をつけましょう。

①原材料名欄に表示
原材料名（産地）

②原料原産地名欄
を設ける
産地（原材料名）



記入例：①の場合 ... 米みそ（国内製造）
②の場合 ... 国内製造（米みそ）

【名称】

◆名称は商品名ではありません。「手作りみそ」などの商品名ではなく、食品表示基準別表第4に基づき表示します。

例 米みそ、麦みそ、豆みそ、調合みそ、米みそ（だし入り）など

【原材料名】

- ◆ステップ3を参考に、重量割合の高い順に記載します。
- ◆添加物も併せて記載する場合は、「/」を記載した後、もしくは「改行」した後等に表示します。ステップ5のアレルゲン表示は必ず必要！

【添加物】

- ◆ステップ4を参考に、重量割合の高い順に記載します。アレルゲン表示も忘れずに！
- ※原材料名欄に記載する場合は添加物欄は省略します。

【原料原産地名】

- ◆ステップ6を参考に、重量割合上位1位の原材料の原料原産地名を記載します。
- ※原材料名欄に記載する場合は原料原産地名欄は省略します。

【内容量】

- ◆計量法の規定がある特定商品については、計量法の規定に従ってください（詳しくは、経済産業省HP参照）。それ以外の商品については、重量(g)、体積(L)、個数等の単位をつけて表示します。
- ◆みそは計量法（第13条）上の特定商品であるため、グラム(g)又はキログラム(kg)で表示します。

【賞味期限又は消費期限】

- ◆品質が急速に劣化しやすい食品は【消費期限】、それ以外の食品は【賞味期限】を年月日の順で表示します。
- ◆製造日から賞味期限までの期間が3箇月を超える場合は、年月で表示することができます。

【保存方法】

- ◆開封前の保存方法を食品の特性に従って表示します。食品衛生法で保存方法の基準が定められた食品は、その基準に従って表示します。

【食品関連事業者】

- ◆表示内容に責任を有する者の氏名（名称）及び住所を表示します。
- ◆事項名は、表示責任者が製造業者の場合は「製造者」、加工業者の場合は「加工者」、輸入業者の場合は「輸入者」、販売事業者の場合は「販売者」とします。なお、「販売者」が表示責任者となる場合は、関係者間で合意しておく必要があります。

【製造所等】

- ◆最終的に衛生状態を変化させる行為（製造又は加工）を行った場所の所在地及び製造者又は加工者の氏名（名称）を表示します。
- ※表示する箇所は枠外でも問題ありません。
- ※輸入品の場合は輸入業者の営業所所在地及び氏名（名称）を表示します。
- ※法人でない場合は代表者氏名が必要です。

名 称	
原 材 料 名	
添 加 物	
原料原産地名	
内 容 量	
賞 味 期 限	
保 存 方 法	
販 売 者	
製 造 所	

原料原産地名と添加物は、原材料名欄に表示することもできます。



◆STEP3 ワークシート

原材料名	重量割合	左記原材料に使用されている原材料及び重量割合								アレルギー
		原材料名	割合	原材料名	割合	原材料名	割合	原材料名	割合	

◆STEP4 ワークシート

添加物 (物質名)	重量 割合	アレルギー	一括名 表示可能	用途名 併記必要	省略 可能	食品表示に記載する添加物名 (物質名、一括名表示、用途名併 記したもの)



◆STEP7 ワークシート

①添加物欄、原料原産地名欄を設ける場合

②添加物、原料原産地名を原材料名欄に表示する場合

名 称	
原 材 料 名	
添 加 物	
原料原産地名	
内 容 量	
消 費 期 限	
保 存 方 法	

名 称	
原 材 料 名	
内 容 量	
消 費 期 限	
保 存 方 法	

上段に食品関連事業者の事項名、下段に製造所等（最終的に衛生状態を変化させる行為を行った場所がわかる事項名）を記入します。

栄養成分表示の表示方法



栄養成分の量及び熱量の表示方法は「食品表示基準」で決められています。

【記入例】

一般用加工食品
において、
義務表示5項目
の表示様式

③

① 栄養成分表示 ② (100 g 当たり)	
熱量	25kcal
たんぱく質	0.3g
脂質	1.1g
炭水化物	3.5g
食塩相当量	0.1g

④ (推定値)

詳しくは、
〈事業者向け〉食品表示
法に基づく栄養成分表示
のためのガイドラインを
参照（消費者庁作成）

①必ず「栄養成分表示」と表示します。

②食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します（1食分である場合、1食分の量を併記して表示します。）。

③熱量及び栄養成分の表示の順番や表示する単位、最小表示の位は決まっています。最小表示の位より下げて表示することも可能です。表示する際は、一定値（○g）または下限値及び上限値（△g～□g）で表示します。

④表示された値が食品表示基準で定めた分析方法によって得られた値と一致しない可能性がある場合には、「推定値」「この表示値は、目安です。」のいずれかの文言を含む表示をする必要があります。

※栄養成分表示を省略できる場合又は表示を要さない場合もあります。

保健機能食品制度及び特別用途食品制度

◆保健機能食品とは、下記3種類の機能性の表示ができる食品のことです。

①「**栄養機能食品**」は、含有される栄養成分の基準を満たすことで表示可能な、栄養成分の機能について表示ができる食品です。

②「**特定保健用食品（トクホ）**」は、国の許可を受けることで表示可能です。からだの生理学的機能などに影響を与える成分を含み、その摂取により、特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる食品です。

③「**機能性表示食品**」は、安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要事項を、国へ届け出ることによって表示可能です。事業者自らの責任において、機能性の表示ができる食品です。

◆特別用途食品は、国の許可を受け、乳児、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者等の健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示する食品です。

景品表示法及び健康増進法上の留意事項

◆食品として販売するものの広告その他の表示には、健康の保持増進効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、「著しく事実に相違する表示」又は「著しく人を誤認させるような表示」をしてはなりません。

◆表示の適否は特定の文言や表現等の一律的な禁止ではなく、表示全体の内容により判断されます。

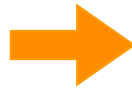
◆「表示」に該当するもの
顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示であって、各種広告媒体における表示のみならず、口頭勧誘等も該当します。商品名を明示しない場合も、特定の商品に誘引するような事情が認められるときは、「表示」に該当します。

- ◆ 遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。任意表示は2023年4月1日から新しい制度になります。なお、義務表示は現行制度からの変更はありません。
 - ◆ 遺伝子組換えの義務表示の対象は、安全性審査を経て流通が認められた9農産物（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）及びそれを原材料とした33加工食品群です。
- ※義務表示の方法については、13ページをご参照ください。

◆ 任意表示の表示方法

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能

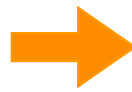
新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」
「大豆（分別生産流通管理済み）」
等の表示が可能

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでない」
「非遺伝子組換え」
等の表示が可能

- ◆ 大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。

それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

- ◆ 加工食品の表示義務の対象となるのは、原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるものです。

分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物と、非遺伝子組換え農産物を生産・流通・加工の各段階で相互に混入が起こらないように管理し、そのことが書類により証明されていることをいいます。



調合みその表示例①

(米みそと麦みそを合わせたみそ)



STEP 2～STEP 7の完成形です！

名 称	調合みそ
原材料名	米みそ（国内製造（大豆、米、食塩））、 麦みそ（大麦、大豆、食塩）／酒精
内 容 量	750 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇味噌株式会社 福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇－〇

【名称】

（みその名称）

◆「米みそ」「麦みそ」「豆みそ」「調合みそ」のいずれかにより表示します。

（だし入りみそ）

◆風味原料を加えたものであって、風味原料の原材料及び添加物に占める重量の割合が調味の目的で使用される添加物の原材料に占める割合を上回るものにあつては「米みそ」等の文字の次に括弧を付して「だし入り」と表示します。
例：米みそ（だし入り）等

調合みその表示例②

(米こうじと麦こうじで仕込んだみそ)

名 称	調合みそ
原材料名	米（国産）、大麦、大豆、食塩／酒精
内 容 量	750 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇味噌株式会社 福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇－〇

【原材料名】

（原料原産地名）

◆使用した原材料のうち、重量割合上位1位の原材料（＝対象原材料）の**産地**又は**製造地**を表示します。

・対象原材料が生鮮食品の場合
⇒**産地を表示** 例：大麦（国産）等

・対象原材料が加工食品の場合
⇒**製造地を表示** 例：米みそ（国内製造）等

【賞味期限】

◆保存方法に記載された方法で保管した場合の期限（開封前）を設定します。品質が急速に劣化しやすい食品は「消費期限」を表示します。通常のみそは保存性の高い食品ため、「賞味期限」を表示します。

◆製造日から賞味期限までの期間が3箇月を超える場合は、年月で表示することができます。

【内容量】

◆みそは計量法（第13条）上の特定商品であるため、グラム（g）又はキログラム（kg）で表示します。

- ・米みそとは、大豆を蒸煮したものに、米こうじを加え、食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のもの
- ・麦みそとは、大豆を蒸煮したものに、麦こうじを加え、食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のもの
- ・豆みそとは、豆こうじに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のもの
- ・調合みそとは、米みそ、麦みそ又は豆みそを混合したもの、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等

麦みその表示例



名 称	麦みそ
原材料名	大麦（国産）、大豆、食塩／酒精
内 容 量	750 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇味噌株式会社 福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

【原材料名】

（遺伝子組換え：義務表示）

◆遺伝子組換えの義務表示の対象は、9農産物（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）及びそれを原材料とした3加工食品群です。

※3加工食品群については、消費者庁HPを参照ください。

※加工食品の表示義務の対象となるのは、原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるものです。

◆分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

→分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

例：「大豆（遺伝子組換え）」等

◆分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

◆分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

→遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

例：「大豆（遺伝子組換え不分別）」等

※遺伝子組換え【任意表示】については、参考1（11ページ）を参照ください。

米みその表示例①

名 称	米みそ
原材料名	大豆（アメリカ産）（遺伝子組換え不分別）、米、食塩／酒精
内 容 量	750 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製 造 者	〇〇味噌株式会社 福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

【みその表示禁止事項】

みそについては、食品表示基準において、次に掲げる事項を容器包装に表示してはならないと定められています。

- ・食品衛生法施行規則別表第1に掲げる添加物を使用した場合、「純」「純正」その他純粋であることを示す用語
- ・「天然」又は「自然」の用語（加温により醸造を促進したものでなく、かつ、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。）
- ・醸造期間について、当該用語の示す期間が満ちていないにもかかわらず、醸造期間を示す用語
- ・品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語
- ・官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語

また、『みその表示に関する公正競争規約』では、上記に加えて、次の事項も表示禁止事項とされています。

- ・大豆、穀類、食塩、種麹菌及び発酵菌以外の原材料又はキャリアオーバー若しくは加工助剤を使用したものについて「無添加」の用語

米みその表示例②



名 称	米みそ
原材料名	大豆（国産）（遺伝子組換えでない）、米、食塩／酒精
内 容 量	750 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
販 売 者	〇〇食品株式会社 福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

製 造 所 〇〇味噌株式会社
福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

【保存方法】

（常温保存の場合）

◆常温保存以外に留意事項がない場合は省略ができますが、通常のみそは直射日光にあてないなどの留意事項があるため省略できません。

例：「直射日光を避け常温で保存」等

（冷蔵保存の場合）

◆冷蔵保存が必要な場合は具体的な温度を表示します。

例：「冷蔵（10℃以下）」等

【食品関連事業者】

事項名は、表示責任者が製造業者の場合は「製造者」、加工業者の場合は「加工者」、輸入業者の場合は「輸入者」、販売事業者の場合は「販売者」とします。

なお、「販売者」が表示責任者となる場合は、関係者間で合意しておく必要があります。

豆みその表示例

名 称	豆みそ
原材料名	大豆（国産）、食塩／酒精
内 容 量	750 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
加 工 者	〇〇味噌株式会社 福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

【製造所等】

※食品関連事業者（表示に責任を有する者）と同一である場合は重複して表示する必要はありませんが、この場合、食品関連事業者の事項名は最終的に衛生状態を変化させる行為を行った場所がわかる事項名（製造者又は加工者）となります。

※輸入品の場合は輸入業者の営業所所在地及び氏名（名称）を表示します。

【食品関連事業者】

※左の表示例は、他社で製造したみそを小分け包装（充填）した加工者が表示責任者となる場合を想定しています。

■「加工」とは、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新たな属性を付加することと定義されています。最終的に衛生状態を変化させる行為が「加工」に該当する場合、「加工者」「加工所」という事項名を使用します。

※「加工」の例：

加工食品の単なる切断（ハムの塊をスライス 等）

異なる種類の生鮮食品や加工食品の混合（キャベツとレタスの野菜ミックス 等）

複数の異なる種類の生鮮食品を盛り合わせる（マグロとサーモンの刺身盛り合わせ 等）

加工食品を小分け包装する（うなぎの蒲焼きをバルクで仕入れて小分けする 等）

生鮮食品の表面だけあぶる行為（牛肉のタタキ、カツオのタタキ 等）

■「製造」とは、その原料として使用したものとは本質的に異なる新たなものを作り出すことと定義されています。最終的に衛生状態を変化させる行為が「製造」に該当する場合、「製造者」「製造所」という事項名を使用します。

いろいろな表示例をご紹介します！

みそ加工品表示例①



名 称	ゆずみそ
原材料名	米みそ（国内製造（大豆、米、食塩））、砂糖、ゆず、みりん／酒精
内 容 量	120 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	冷蔵（10℃以下）
製 造 者	有限会社〇〇食品 福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇



食品表示基準で個別規定のあるみそや農産物漬物については、右記の複合原材料表示ができません。
※みその原材料表示はステップ3を参考に！

みそ加工品表示例②



名 称	みそ漬
原材料名	だいこん（国産）、漬け原材料（みそ、しょうゆ、砂糖、食塩）／調味料（アミノ酸等）、酸味料、（一部に大豆・小麦を含む）
内 容 量	100 g
賞味期限	20XX年 ○月 ○日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製 造 者	有限会社〇〇食品 福岡県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

【原材料名】

（原材料：複合原材料）

◆2種類以上の原材料から構成される加工食品を複合原材料といいます。複合原材料は、その名称の次にカッコして、その複合原材料に使われている原材料を重量割合の高い順に表示します。

◆複合原材料の省略のポイント

- ①「最終製品の原材料に占める複合原材料の重量割合が5%未満の場合」や「複合原材料の名称から含まれている原材料が明らかな場合」は、複合原材料の原材料表示（カッコの表示）を省略することもできます。
- ②複合原材料の原材料が3種類以上ある場合、「複合原材料の原材料に占める重量割合の高い順が3位以下かつその割合が5%未満」の原材料を「その他」と表示できます。

※左の表示例において、米みそは、上記①「複合原材料の名称から、含まれている原材料が明らかな場合」に該当するため、「（大豆、米、食塩）」を省略し、「米みそ（国内製造）」と表示することもできます。

※複合原材料の原材料表示を省略する場合も、添加物やアレルゲンの表示は省略できないため、ご注意ください。

【名称】

（みそ加工品の名称）

- ◆一般的な名称を表示します。
 - ◆但し、農産物漬物は、食品表示基準別表第4に基づき表示します。
- ※1種類の原材料を漬けたものにあつては、その一般的な名称を頭に付けて表示できます。
例：だいこんみそ漬 等

【原材料名】

（漬け原材料）

- ◆漬物の場合、漬けた原材料以外の原材料は、「漬け原材料」の次にカッコ書きで重量割合の高い順に表示します。

【みその表示に関する公正競争規約】

みそについては、『みその表示に関する公正競争規約』が設定されています。公正競争規約は、事業者又は事業者団体が消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて自主的に設定した業界ルールです。食品表示法や景品表示法など、表示に関する法規法令のほか、特定事項や特定用語についても整理し、消費者が適正な商品選択ができるように使用基準を定めています。この公正競争規約を守ることで公正な競争が確保され、法令順守と優良誤認の防止に役立てることができます。

食品表示法問い合わせ先一覧表

STEP2 STEP3 原材料名に関すること

STEP6 原料原産地名に関すること

STEP7 内容量、食品関連事業者に関すること

所在地又は就業地	問い合わせ先	電話番号	
北九州市	門司区・小倉北区・小倉南区	北九州市保健所 東部生活衛生課	093-522-8728
	八幡東区・八幡西区・若松区・戸畑区	北九州市保健所 西部生活衛生課	093-642-1818
	中央卸売市場	北九州市保健所 東部生活衛生課 広域食品指導係	093-583-2048
福岡市	福岡市 保健福祉局 生活衛生部 食品安全推進課	092-711-4277	
その他の市町村	福岡県 農林水産部 食の安全・地産地消課	092-643-3518	

※北九州市のみまたは福岡市のみに事務所や事業所（工場・店舗等）がある場合は、北九州市または福岡市にお問い合わせください。それ以外の場合は、福岡県にお問い合わせください。

STEP4 添加物に関すること

STEP5 アレルゲンに関すること

STEP7 消費期限又は賞味期限、保存方法、製造業者等に関すること

所在地又は就業地	問い合わせ先	電話番号	
北九州市	門司区・小倉北区・小倉南区の各区営業施設	北九州市保健所 東部生活衛生課	093-522-8728
	八幡東区・八幡西区・若松区・戸畑区の各区営業施設	北九州市保健所 西部生活衛生課	093-642-1818
	中央卸売市場	北九州市保健所 東部生活衛生課 広域食品指導係	093-583-2048
福岡市	東区	衛生課 食品係	092-645-1111
	博多区		092-419-1126
	中央区		092-761-7356
	南区		092-559-5162
	城南区		092-831-4219
	早良区		092-851-6609
西区	092-895-7095		
久留米市	久留米市保健所 衛生対策課 食品・生活衛生チーム	0942-30-9726	
その他の市町村	筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 食品衛生係	092-513-5582
	古賀市・糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 保健衛生課 保健衛生係	092-939-1744
	糸島市	糸島保健福祉事務所 保健衛生課	092-322-3268
	宗像市・福津市・中間市・遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健衛生課 食品衛生係	0940-36-3318
	直方市・宮若市・鞍手郡・飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 保健衛生課 食品衛生係	0948-21-4817
	田川市・田川郡	田川保健福祉事務所 保健衛生課 食品衛生係	0947-42-9378
	朝倉市・朝倉郡・うきは市・小郡市・三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 保健衛生係	0946-22-2741
	柳川市・みやま市・大川市・三潁郡・八女市・筑後市・八女郡・大牟田市	南筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 食品衛生係	0944-72-2162
	行橋市・豊前市・京都郡・築上郡	京築保健福祉環境事務所 保健衛生課 保健衛生係	0930-23-2245

Let's try! 栄養成分表示に関すること

所在地又は就業地	問い合わせ先	電話番号	
北九州市	北九州市 保健福祉局 健康医療部 健康推進課	093-582-2018	
福岡市	東区	健康課	092-645-1078
	博多区		092-419-1091
	中央区		092-761-7340
	南区		092-559-5116
	城南区		092-831-4261
	早良区		092-851-6012
西区	092-895-7073		
久留米市	久留米市保健所 健康推進課	0942-30-9331	
その他の市町村	筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市	健康増進課	092-513-5583
	古賀市・糟屋郡		092-939-1534
	糸島市		092-322-1439
	宗像市・福津市・中間市・遠賀郡		0940-36-2366
	直方市・宮若市・鞍手郡・飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡		0948-21-4815
	田川市・田川郡		0947-42-9345
	朝倉市・朝倉郡・うきは市・小郡市・三井郡		0946-22-3964
	柳川市・みやま市・大川市・三潁郡・八女市・筑後市・八女郡・大牟田市		0944-72-2185
	行橋市・豊前市・京都郡・築上郡		0930-23-2690